

機能強化計画の要約

1. 基本方針

地域に根差す金融機関として、渉外活動を柱とした営業活動により地域密着の一層の徹底を図り、基盤としている地域の中小零細企業等に対する安定的な資金供給と有益な情報提供等を通じて、地域経済の安定、振興、金融秩序の維持・向上を図る。長い間に築かれた顧客との関係を十分に生かすことにより、幅広いニーズに応えられるようその機能を強化し、顧客や地域から選ばれ、信頼される金融機関としての存在感を確固たるものにする。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式1)

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	営業店長専決による貸出、及び店舗別に審査担当者を配置し、段階的な決裁権限による審査を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> 各営業店にアクションプログラム推進責任者を配置する。 審査管理委員会において、大口貸出先等を継続的かつ専門的視点でトレ - スする。 本部審査担当者が全信協主催の研修(企業再生支援講座・目利き力養成講座)へ参加し、営業店担当者に臨店、研修等で教育指導する。 営業店長若しくは次長が全信協主催の研修(目利き力養成講座)へ参加し、営業店担当者に研修等で教育指導する。 事例研究を中心とした勉強会を随時実施し、相互の審査能力の向上を図る。 外部コンサルタント(税理士・中小企業診断士等)と提携し、研修を実施する。 審査担当部署での研修を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> アクションプログラム推進責任者の配置 審査管理委員会の設置 全信協主催の研修への参加 審査担当部署での研修実施とフォロー - アップ 外部提携による研修の検討 勉強会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 審査担当部署での研修の継続実施 全信協主催の研修への参加 外部提携先による研修 勉強会の実施 	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	「第1回関東甲信越静岡産業クラスター - サポ - ト会議」に出席し、参画の可能性を検討したが、地域性から見て参画できないと判断した。但し、連携の必要性は認識している。	<ul style="list-style-type: none"> 産学官ネットワークについての情報収集を行なう。 「産業クラスター - サポ - ト会議」に出席し、参画可能なものがあれば対応する。 地域再開発等で資金ニーズが発生した場合、信金中金を通じ、日本政策投資銀行との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官ネットワーク及び日本政策投資銀行との連携について可能なものは対応 「産業クラスター - サポ - ト会議」への出席 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官ネットワーク及び日本政策投資銀行との連携について可能なものは対応 「産業クラスター - サポ - ト会議」への出席 	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	ベンチャー企業を育成して行く業務の必要性は認識している。	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関等の取組を参考にしつつ、取扱可能な業務について検討する。 信金中金や政府系金融機関との情報共有を図り、案件があれば連携し対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 案件があれば信金中金や政府系金融機関と連携し対応 	<ul style="list-style-type: none"> 案件があれば信金中金や政府系金融機関と連携し対応 	
(5) 中小企業支援センターの活用	活用していないが、活用の必要性は認識している。	<ul style="list-style-type: none"> 当該センターの活用方法等、情報収集を行なう。 当該センターとの連携により相談機能を高め、支援強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該センターの情報収集 当該センターの活用可能性を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 当該センターの活用の可能性を検討し、活用可能なものについては対応 	

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15 年度	16 年度	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備	コンサルティング機能や、ビジネスマッチング情報を提供する必要性は認識しており、「景況調査報告書」「経営情報」等の配布や地域周辺産業の財務情報を取り纏めて提供している。しかし、複雑化している経済環境の中では更なるサポートが必要と認識している。	<ul style="list-style-type: none"> 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みを整備し、支援機能の強化を図る。 経営者の会等の内容を見直し、機能強化を図る。 地域企業の決算書より財務情報を取り纏めて還元する。 ホームページ等を使ったビジネスマッチング情報の提供の仕組みを検討する。 外部提携による中小企業へのコンサルティング機能の強化について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等による情報提供の仕組みの検討 経営者の会等の見直し 地域企業の財務情報の還元 外部提携先の検討と契約 M & A 業務の取扱い開始 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等による情報提供の実施 経営者の会等の充実 地域企業の財務情報還元の継続 外部提携先によるコンサルティング活動の実施 M & A の継続 	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	審査部と債権管理部の連携による強化に努めているが、より一層の体制整備が必要と認識している。	<ul style="list-style-type: none"> 債務者区分による審査部と債権管理部の分担体制をより一層強化する。 本部に経営改善支援担当部署を設置する。 経営改善計画書の作成及び実行支援を行なう。 該当先の経営改善の可能性を分析、評価のうえ、支援先を選定し改善のための支援を行なう。 外部コンサルティング機能を活用し、当該先の改善支援を行なう。 全信協主催の企業再生支援等の研修へ参加するとともに内部研修を実施する。 延滞管理を通じて不良債権の新規発生を未然に防止する。 上記体制整備の状況と債権健全化について取組実績を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善支援担当部署の設置 改善計画書作成先へのアドバイス 改善可能見込み先の検討 外部コンサルティング機能の活用可能性の検討と選定 全信協主催の研修へ参加 不良債権発生防止のための早期対応 取組実績の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 改善計画書作成先への実行支援 改善見込み先に対する支援策の実施 外部コンサルティング機能の活用による改善支援 全信協主催の研修へ参加 不良債権発生防止のための早期対応 取組実績の公表 	
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	プログラム等へは参加していないが、独自に講演、研修を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> 基盤地区の経営者等を対象に講演や研修を実施して行く。 	<ul style="list-style-type: none"> 講演や研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 講演や研修の実施 	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生への取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	大口と信先及び要注意先以下の企業を対象に改善計画支援を実施しているが、更なる体制整備・早期事業再生に向けた取組が必要と認識している。	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善支援担当部署により再生可能先を選定し、当該先に対する改善計画支援を実施する。 対象先は営業店の要望も踏まえて、今後業績の回復が見込まれる企業とする。 経営者会議(対象先の経営者と当金庫職員)を開催し、改善計画を策定、検証する。 企業再生支援等の研修に参加する。 民事再生法等は必要に応じて検討して行く。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業再生支援等の研修へ参加 経営改善可能性企業の選定 改善計画実行のための支援 四半期毎での進捗状況の確認とフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> 企業再生支援等の研修へ参加 経営改善可能性のある企業の追加選定 具体的改善支援の拡充 前年度の取組み実績の検証 	

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15 年度	16 年度	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	取組みはない。取引先企業の中に再生可能な企業の把握ができていない。	・信金中金と連携し、案件があれば必要に応じて対応する。	・案件に応じて対応	・案件に応じて対応	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	活用していない。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手としての体制整備が必要と認識している。	・DIPファイナンスの保証制度の活用を前提として取組み、案件があれば必要に応じて活用する。	・必要に応じて活用	・必要に応じて活用	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	取組みはない。体制整備の必要性は認識している。	・全信協等のセミナーに参加し、案件があれば必要に応じて活用する。	・全信協等のセミナーに参加し、活用の可能性を検討	・全信協等のセミナーに参加し、活用の可能性を検討	
(5) 産業再生機構の活用	今後の課題として検討している。	・全信協等のセミナーに参加し、活用を検討し、案件があれば必要に応じて活用する。	・全信協等のセミナーに参加し、活用の可能性を検討	・全信協等のセミナーに参加し、活用の可能性を検討	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	今後の課題として検討している。	・案件があれば必要に応じて対応し、当協議会の取組みに対しても積極的に協力する。	・案件に応じて活用	・案件に応じて活用	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	ローンレビューは定期的に把握、管理しているが更なる徹底が必要と認識している。スコアリングモデル方式の商品も取扱っているが、積極的な対応が必要と認識している。第三者保証に関する取扱いは規程化している。	・大口先については、債務者概況表を作成し、決算内容、取引方針等について、審査管理委員会あて報告を行なう。 ・貸出実行後の財務内容等の把握を強化する。 ・総合的な企業判断により、担保・保証に依存しない審査を行なう。 ・既存商品の見直しと新商品の開発を行なう。 ・第三者保証に過度に依存しない取扱いの徹底を図る。 ・財務制限条項の活用はその可能性を検討する。	・貸出実行後の管理体制の強化策の取組み ・債務者の概況管理 ・既存商品の見直し ・第三者保証の適正な取扱いの徹底	・貸出実行後の管理体制強化の継続 ・スコアリングモデルによる新商品の開発 ・財務制限条項の活用の可能性を検討 ・第三者保証の適正な取扱いの徹底	
(3) 証券化等の取組み	取組み実績はない。	・CLOや売掛債権担保融資保証制度などで、案件があれば必要に応じて対応する。	・案件に応じて対応	・案件に応じて対応	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	財務諸表の精度に応じた特別な取扱いはしていない。	・外部コンサルタントとの提携を行なう。 ・提携ローン等活用可能な新商品の開発を検討する。	・外部コンサルタントとの提携検討及び契約	・新商品開発の検討	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考(計画の詳細)
			15 年度	16 年度	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	顧客別財務デ-タの登録、金庫内での集計、及び外部機関の信用調査利用に止まっており、審査業務への活用、適正金利の設定等に向けた取組みが必要と認識している。	<ul style="list-style-type: none"> ・決算期毎の顧客別財務デ-タ登録を継続して行なう。 ・信金共同事務センタ-で構築予定の信用リスク管理システム等の活用を検討し、導入を図る。 ・金庫内部デ-タの蓄積、整備を行なう。 ・信用リスク管理会議によるポ-トフォリオ管理のための総合的な残高管理を行なう。 ・適正貸出金利を設定し、債務者区分に応じた基準金利設定を継続して検討する。 ・内部デ-タの蓄積、整備を行なう。 ・ポ-トフォリオ管理資料を整備する。 ・債務者区分別基準金利を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫内の信用リスクデ-タの蓄積 ・信金共同事務センタ-システム等の検討 ・信用リスク管理会議の開催 ・債務者区分別基準金利設定についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク管理会議でのデ-タ管理手法の検討 ・適正金利設定基準への取組み検討 ・信金共同事務センタ-システム等の導入 	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	貸付契約、保証契約の内容等、重要事項に関する債務者への説明についての基準は定めていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインに沿って各種重要事項の説明態勢を要領等に定める。 ・研修等により職員への周知徹底を図る。 ・必要に応じて業務監査等により実効性の検証を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約説明等の要領制定準備 ・研修等による職員への周知徹底 ・新規貸出の約定書等の写し交付取扱いの準備 ・約定書双方署名方式の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約説明等の要領制定 ・新規貸出の約定書等写し交付開始 ・説明事項等の重要性認識の周知徹底 ・約定書双方署名方式の採用 ・必要に応じ業務監査等による検証 	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	相談、苦情処理体制は整備済みであるが、地域金融円滑化会議については顧末報告等により他金融機関の取組状況を検証している。	<ul style="list-style-type: none"> ・当会議の顧末報告等により他金融機関の取組状況を検証する。 ・対応すべきものは体制等の見直しを図る。 ・営業店への報告事例の還元と発生防止を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当会議の顧末報告等による他金融機関の取組状況の検証 ・各種会議等による報告事例の還元と再発防止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・当会議の顧末報告等による他金融機関の取組状況の検証 ・各種会議等による報告事例の還元と再発防止の徹底 	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	苦情・トラブルの発生防止、及び発生後の体制整備の重要性を認識し、相談・苦情処理体制を整備しているが、更なる体制整備の充実が必要と認識している。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中の苦情・トラブルの報告・管理体制を検証する。 ・苦情・トラブルの報告と管理体制を見直す。 ・苦情・トラブルの管理規程を作成する。 ・営業店への苦情・トラブル報告事例の還元と再発防止を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・トラブルの報告と管理体制の一層の充実 ・苦情・トラブル管理規程の作成 ・各種会議等による苦情・トラブル報告事例の還元と再発防止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・トラブルの報告管理体制の適切なフォロー ・前年度苦情・トラブル案件の内容の分析 ・各種会議等による苦情・トラブル報告事例の還元と再発防止の徹底 	
6. 進捗状況の公表		<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫のホ-ムペ-ジにおいて半期単位に公表する。 			

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考(計画の詳細)
			15 年度	16 年度	
・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	自己査定と検査結果に格差が生じた場合、規程や手引の不備による場合は、その改正を行ない、適用の間違いがあればその是正を行なっている。現状、自己査定及び償却・引当は厳格・適切に実施している。	・自己査定と検査結果で相違が出た場合は、その原因分析を行ない、規程等を整備し、是正する。 ・改正点は、研修等を通じて徹底を図り、自己査定に反映させる。	・厳格、適切な自己査定及び償却・引当の実施	・厳格、適切な自己査定及び償却・引当の実施	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	現状、処分実績は処分可能見込み額を上回っており、精度の高いものと評価している。	・毎年新路線価による評価に基づき、担保評価の洗い替えを行なう。 ・担保不動産の処分実績を区分のうえ、毎月集計し、デ-タを蓄積する。	・新路線価に基づく洗い替えの実施 ・処分実績デ-タの蓄積	・新路線価に基づく洗い替えの実施 ・処分実績デ-タの蓄積	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	15年3月期よりディスクロ-ジャ-誌にて開示している。	・開示を継続する。	・開示を継続	・開示を継続	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータは、内部デ-タの蓄積に止まっており、システムの活用は認識している。なお、信用格付は採用していないが、店舗別、科目別に基準金利を設定し、運用に当たっては幅を持って対応している。	・金庫内部の信用リスクデ-タの蓄積を行ない整備を図る。 ・信金共同事務センタ-等のシステム導入を検討し、整備を図る。 ・適正金利は、債務者区分別基準金利設定を継続して検討する。	・金庫内部デ-タの整備 ・信金共同事務センタ-等のシステム導入の検討 ・債務者区分別基準金利の検討	・金庫内部デ-タの整備 ・信金共同事務センタ-等のシステムの導入 ・債務者区分別基準金利の検討	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	14年9月期より半期情報を開示している。	・開示項目数の増加を図る。 ・ホ-ムペ-ジでの開示も図る。	・開示項目の再検討 ・ホ-ムペ-ジでも開示	・引き続きホ-ムペ-ジでも開示	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	総代の選任については、信金法や定款で定めるところに則っており、透明性は確保されていると認識している。	・総代選考基準の改訂を検討する。 ・全信協での検討結果を踏まえ、総代会の仕組み、総代の役割、総代選考基準や選考方法等ディスクロ-ジャ-誌に掲載する項目を検討する。 ・会員の意見の総代会運営への反映は、例えば一定の取引がある会員を対象に総代会の主な議案を事前に説明し、その意見を総代会に反映させる等といった仕組みについて検討するとともに、総代や会員の意見を踏まえ総代会機能の向上策を検討する。	・全信協の取り纏めた情報開示の必須事項をもとに、総代会機能向上策を全般的に検討 ・ディスクロ-ジャ-誌への掲載方法の検討	・会員の意見の総代会への反映 ・ディスクロ-ジャ-誌への掲載	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		・信金中金との連携を強化し、必要に応じてアドバイスや支援を受ける。			

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15 年度	16 年度	
4．地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域貢献活動の必要性を認識し、地域行事への参加や地域清掃を行なっているが、現状は趣旨・目的、更にそれを開示する伝達媒体が明確でない。これを機会にお客様の視点から「信用金庫の顔」が一目でわかるような情報開示の推進が必要と認識している。	<ul style="list-style-type: none"> ・他金融機関の先進的な取組みを参考に、現在行っている地域貢献活動を検証する。 ・地域貢献活動の内容見直し、充実を図る。 ・全信協から示された開示方針を踏まえつつ、ディスクロージャー媒体、開示項目及び説明方法を検討し、開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動の公表 ・地域貢献活動の内容の見直しと充実 ・経営者勉強会等の実施 ・開示項目、説明方法の再検討 ・ディスクロージャー媒体の再検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャー媒体による地域貢献活動の公表 	

3. その他関連する取組み（別紙様式2）

項 目	具 体 的 な 取 り 組 み
. 1 . (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業・新事業支援機能等の強化のため、「目利き」の養成は喫緊の課題と位置付け、全信協、東信協主催の外部研修に厳選した職員を積極的に派遣する。 ・ 内部に対しては、上記外部研修受講者が講師となり、創業・新事業支援機能等の強化に繋がるカリキュラムを盛り込んだ研修や勉強会を実施する。
. 2 . (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中小企業の経営相談に応えるための能力を養成するために、外部研修に参加させるとともに、顧問会計士、業界専門家、民間教育団体等からもノウハウを習得し、スキルアップを図る。 ・ 経営改善計画書の作成を通じて実務能力を養成し、事業承継対策の知識の習得を行なう。
. 3 . (7) 企業再生支援に関する人材（タンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研修機関が実施する外部研修に職員を派遣するとともに、内部的には融資係を対象に集合研修を行なう。 ・ 営業店においては、上記受講者が講師となり、店内研修を行ない、業務知識の向上を図る。
. 5 . 法令遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務リスク管理要領に「不祥事件対応体制」を定め、整備を図っている。 ・ 未然防止対策として連続休暇の導入により相互牽制すると同時に日常業務の検証を行なっている。 ・ 「ホットライン制度に関する規程」により、直接告知できる体制を執っている。 ・ 顧客等との信頼関係を阻害する恐れがある問題の発生を防止する対策として「苦情トラブル等管理要領」を制定し、体制の整備を図っている。 ・ コンプライアンス責任者会議を半期ごとに開催し、また研修等において法令遵守等の認識の高揚、抵触事項の未然防止などを図る方針である。